

意見書

2023年（令和5年）5月2日

法務大臣 齋藤 健 様

長崎刑務所長 竹内 徹 様

長崎県弁護士会

会長 山下 肇

同刑事弁護委員会

委員長 鮎川 泰輔

第1 意見の趣旨

- 1 当会は、法務省に対し、長崎拘置支所の収容業務を停止するとの決定を撤回し、長崎拘置支所での収容業務を継続するよう求める。
- 2 当会は、法務省に対し、長崎拘置支所の収容業務の継続について、当会と十分な時間をかけて協議するよう求める。

第2 意見の理由

1 意見の趣旨1について

(1) 長崎拘置支所の収容業務継続の必要性

ア 被告人と弁護人との適時かつ十分な接見の必要性

長崎刑務所は、令和5年2月6日付文書において、当会に対し、老朽化を理由に、「令和5年11月末頃に、長崎拘置支所の収容業務を停止し、収容業務を長崎刑務所（諫早市）に集約する」との決定（以下「本件決定」という。）を通知した。

刑事施設に収容される被告人は、有罪の確定していない未決拘禁者の立場にあり、未決拘禁者の処遇にあたっては、未決の者として

の地位を考慮し、その防御権の尊重に特に留意しなければならない（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第31条）。特に、被告人の弁護人との接見交通権は、憲法第34条前段に由来する重要な権利である。

被告人と弁護人は、接見時において、公訴事実の認否、検察官取調請求証拠に対する意見、被告人質問の準備等、公判における重要な打合せを多岐にわたって行うことになる。また、被告人と弁護人は、接見を重ねることによって信頼関係を構築することができる。さらに、公判が連日開廷される裁判員裁判においては、被告人と弁護人は公判終了後に連日接見し、弁護方針や尋問事項を確認し、翌日の公判について打合せ等を行う。

このように、被告人と弁護人の接見交通が適時かつ十分に保障されることは、被告人の防御権にとって極めて重要である。

イ 被告人とその家族等との適時かつ十分な面会の必要性

被告人は、家族、友人、職場関係者、福祉関係者等（以下「家族等」という。）重要な相手と面会することで、身柄拘束がされている状況でも、社会生活上重要な情報を共有したり、社会復帰に向けた計画を打ち合わせたりすることができる。被告人と家族等との間で、再犯防止に向けた取組みについて打ち合わせることも多く行われている。

特に、被告人は、将来のこと、子どものこと等、家庭内の重要な問題について、家族と面会して協議を行う必要性は高い上、被告人にとっては、家族との面会を通じた交流そのものが精神的安定や再犯防止・更生の意欲につながる。

また、被告人が家族等と面会することは、裁判の準備や被告人の更生にとっても重要である。具体的には、家族等が身元を引き受けたり、情状証人となる場合、家族等が、被告人と面会を重ね、犯行に至った根本原因を話し合ったり、監督方法や再犯防止の取組み等

を具体的に直接協議したりすることで、より実効的な身元引受や監督につながっていく。

よって、被告人と家族等が、適時かつ十分な面会をする必要性は高い。

(2) 長崎拘置支所の収容業務が継続されなかった場合の弊害

ア 接見・面会の時間的・費用的負担の増加による弊害

(ア) 長崎市内から長崎刑務所までの所要時間及び費用

長崎駅から長崎刑務所までの片道の所要時間及び費用は、以下のとおりである。

① 自家用車を利用した場合

i 所要時間

有料道路利用の場合 約30分～約40分

有料道路を利用しない場合 約40分～約50分

ii 費用（有料道路利用の場合） 700円または710円

* ガソリン代を除く。ガソリン代も、移動距離が長くなることから負担が増加する。

② 公共交通機関を利用した場合

i 所要時間

新幹線利用の場合 約32分

新幹線を利用しない場合 約57分

* 長崎刑務所最寄りバス停からの徒歩時間を含む。

ii 費用

新幹線利用の場合 1570円

新幹線を利用しない場合 700円

但し、諫早駅から刑務所前までのバスは1時間1本のみので運行であることから、諫早駅での電車とバスの接続がうまくいかなかった場合、往路・復路いずれも最長で1時間近くバスを待たざるを得ない場合が想定され、この場合の片道の所要

時間は約1時間30分～約2時間となる。

(イ) 長崎市内から長崎拘置支所までの所要時間及び費用

これに対して、長崎駅から長崎拘置支所までの片道の所要時間及び費用は、以下のとおりである。

- ① 自家用車を利用した場合
 - i 所要時間 約12分
 - ii 費用 なし * ガソリン代を除く
- ② 公共交通機関を利用した場合
 - i 所要時間 約30分
 - ii 費用 140円

(ウ) 時間的・費用的負担の増加による弊害

このように、長崎刑務所に収容業務が集約された場合、同刑務所に赴くには、長崎拘置支所に赴くのに比し、所要時間及び費用が格段に増すことになる。

これによって、弁護人も被告人の家族等も、被告人との適時かつ十分な面会が困難となるのであり、特に、自家用車を利用しない者にとっては、公共交通機関を利用せざるを得ないため、所要時間及び費用が増加する。また、高齢者にとっては、移動距離及び所要時間の増加による体力的負担の増加に伴い、接見・面会が非常に困難となる。さらに、裁判員裁判においては、接見のための十分な時間が確保できず、連日開廷の前提が崩れることにもなりかねない。

イ 収容業務集約による弊害

さらに、収容業務が長崎刑務所に集約されると、長崎地裁本庁管轄地域と長崎地裁大村支部管轄地域の被告人が長崎刑務所に収容されることになり、収容人数が相当増えることが予想される。弁護人の接見や家族の面会が集中することにより、接見・面会の待ち時間が非常に長くなる事態が生じ得るのであり、ひいては十分な接

見・面会ができない事態が生じる可能性も否定できない。

(3) 小括

以上のとおり、本件決定によって、弁護人や家族等において、被告人と適時かつ十分な接見・面会が困難となることは明らかであり、したがって、長崎拘置支所の収容業務を停止するとの決定を撤回し、長崎拘置支所での収容業務を継続するよう求める。

2 意見の趣旨2について

上記のように、本件決定の結果、被告人との接見や家族等との面会に大きな支障が生じることは当然に予想できることであった。したがって、当会に対し、本件決定を一方向的に通告するのではなく、少なくとも、当会に対する事前説明や当会との事前協議を行うべきであった。

この点、2023年（令和5年）2月24日、日本弁護士連合会から法務大臣に対し、「拘置支所の廃止や収容停止については、必ず事前に当該施設所在地弁護士会と協議を行い、同弁護士会の同意のもとに行うべき」との「拘置支所の廃止等に関する要望書」を発出しているところである。

また、本件決定は、刑事裁判の実務（特に裁判員裁判）や運用にも多大な影響が生じる可能性があるのであるから、当会はもとより、長崎地方裁判所、長崎地方検察庁等の関係各機関との間で問題点を協議する必要がある。

被収容者の待遇改善の観点から長崎拘置支所の老朽化問題に対応する必要があるとしても、代替手段を一切検討しないで、長崎拘置支所収容業務を停止し長崎刑務所に集約すると結論づけるのは性急に過ぎる。長崎拘置支所の建替や修繕等、長崎市内に被告人の収容施設を残す手段を模索すべきである。

したがって、長崎拘置支所の収容業務の継続について、当会と十分な時間をかけて協議するよう求める。

以上